

有床診療所等消防用設備整備費補助金 基準額・補助率

種別	基準額	対象経費	補助率	加算 (消火ポンプユニットを 整備する場合)
(1)通常型 スプリンクラー	23千円 (対象面積1㎡当たり)	整備のために必要な工事 費又は工事請負費	2分の1	2,350千円 (1施設当たり)
(2)水道連結型 スプリンクラー	22千円 (対象面積1㎡当たり)			
(3)パッケージ型 自動消火設備	27千円 (対象面積1㎡当たり)			—
消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条適用設備	26千円 (対象面積1㎡当たり)			—
自動火災報知設備の新設	1,222千円 (1施設当たり)		定額	—

■補助金額(補助上限額(千円未満切捨て)) = 基準額 × 補助率 1/2

※ 基準額に比べ、実際の事業費が少ない場合は、その事業費が基準額となります。

【例：通常型スプリンクラー整備面積が50㎡の場合】

基準額1,150千円(@23,000円×50㎡)、補助金額が575千円(1,150千円×補助率1/2)となる。実際の事業費が基準額より少ない900千円だった場合は、基準額900千円(実際の事業費)×補助率1/2=450千円が補助金額となります。

※ 自動火災報知設備を新設した場合の補助率は、定額となります。